【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 2024年3月8日提出

【計算期間】 第8期中(自 2023年6月16日至 2023年12月15日)

【ファンド名】 UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース (ダイワ投資一任専用)

UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース (ダイワ投資ー任専用)

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

【電話番号】 03-5293-3667

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)】 以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,055,551,999	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		22,111,393	0.24
合計(純資産総額)		9,077,663,392	100.00

⁽注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純貧	資産額(円)
	·别加	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	(2017年 6月15日)	461	461	1.0993	1.0993
第2計算期間末	(2018年 6月15日)	979	979	1.2794	1.2794
第3計算期間末	(2019年 6月17日)	1,568	1,568	1.3343	1.3343
第4計算期間末	(2020年 6月15日)	4,491	4,491	1.3984	1.3984
第5計算期間末	(2021年 6月15日)	9,397	9,397	1.8351	1.8351
第6計算期間末	(2022年 6月15日)	9,372	9,372	1.4511	1.4511
第7計算期間末	(2023年 6月15日)	9,585	9,585	1.5415	1.5415
	2022年12月末日	8,930		1.4842	
	2023年 1月末日	9,405		1.4863	
	2月末日	9,271		1.4543	
	3月末日	9,393		1.4842	
	4月末日	9,490		1.5261	
	5月末日	9,421		1.5133	
	6月末日	9,079		1.5403	
	7月末日	9,268		1.5773	
	8月末日	9,383		1.5680	
	9月末日	8,969		1.4963	
	10月末日	8,618		1.4461	
	11月末日	9,139		1.5567	
	12月末日	9,077		1.5979	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2016年 9月26日~2017年 6月15日	0.0000
第2期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	0.0000
第3期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	0.0000

第4期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	0.0000
第5期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	0.0000
第6期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	0.0000
第7期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2016年 9月26日~2017年 6月15日	9.9
第2期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	16.4
第3期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	4.3
第4期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	4.8
第5期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	31.2
第6期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	20.9
第7期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	6.2
第8期(中間期)	2023年 6月16日~2023年12月15日	2.6

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

【 UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース (ダイワ投資一任専用)】

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	15,146,183,863	99.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		70,042,713	0.46
合計(純資産総額)		15,216,226,576	100.00

⁽注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純貧	資産額(円)
	州 加	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	(2017年 6月15日)	322	322	1.2000	1.2000
第2計算期間末	(2018年 6月15日)	863	863	1.4467	1.4467
第3計算期間末	(2019年 6月17日)	1,351	1,351	1.5082	1.5082
第4計算期間末	(2020年 6月15日)	2,612	2,612	1.5809	1.5809
第5計算期間末	(2021年 6月15日)	8,496	8,496	2.1681	2.1681
第6計算期間末	(2022年 6月15日)	11,719	11,719	2.0817	2.0817
第7計算期間末	(2023年 6月15日)	13,328	13,328	2.4128	2.4128
	2022年12月末日	11,533		2.1377	
	2023年 1月末日	11,469		2.1275	
	2月末日	11,748		2.1698	
	3月末日	11,966		2.1949	

[・]投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

4月末日	12,448		8
5月末日	12,879	2.348	6
6月末日	13,778	2.498	1
7月末日	14,073	2.510	4
8月末日	14,755	2.590	5
9月末日	14,396	2.518	1
10月末日	14,136	2.447	3
11月末日	15,251	2.628	7
12月末日	15,216	2.619	2

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2016年 9月26日~2017年 6月15日	0.0000
第2期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	0.0000
第3期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	0.0000
第4期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	0.0000
第5期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	0.0000
第6期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	0.0000
第7期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2016年 9月26日~2017年 6月15日	20.0
第2期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	20.6
第3期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	4.3
第4期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	4.8
第5期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	37.1
第6期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	4.0
第7期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	15.9
第8期(中間期)	2023年 6月16日~2023年12月15日	7.5

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(参考)

UBSグローバル・オポチュニティー(除く日本)株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	44,802,230,959	64.27
	スイス	6,434,166,205	9.23
	フランス	3,997,883,532	5.73

以下の運用状況は2023年12月29日現在です。 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

半期報告書(内国投資信託受益証券)
--------	-------------

		1 7	
	イギリス	3,761,682,260	5.40
	オランダ	2,991,905,312	4.29
	フィンランド	1,944,069,919	2.79
	カナダ	1,309,820,996	1.88
	デンマーク	1,287,035,124	1.85
	ケイマン	834,865,885	1.20
	ドイツ	811,966,621	1.16
	小計	68,175,626,813	97.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,538,457,270	2.21
合計(純資産総額)		69,714,084,083	100.00

⁽注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

2【設定及び解約の実績】

【UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース (ダイワ投資一任専用)】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2016年 9月26日~2017年 6月15日	847,217,912	427,128,506
第2期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	433,581,138	87,794,355
第3期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	716,672,052	307,212,888
第4期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	2,402,094,435	365,861,011
第5期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	6,494,405,341	4,584,769,475
第6期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	2,455,271,147	1,117,361,154
第7期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	1,699,826,578	1,940,509,169
第8期(中間期)	2023年 6月16日~2023年12月15日	796,402,834	1,331,688,581

⁽注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース (ダイワ投資一任専用)】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2016年 9月26日~2017年 6月15日	680,172,968	411,145,148
第2期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	472,650,559	144,914,475
第3期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	594,888,934	295,801,500
第4期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	1,044,661,834	287,757,467
第5期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	3,854,834,572	1,588,853,654
第6期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	4,106,616,919	2,395,640,253
第7期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	1,226,469,423	1,332,269,720
第8期(中間期)	2023年 6月16日~2023年12月15日	934,556,777	670,405,213

⁽注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース (ダイワ投資一任専用) UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース (ダイワ投資一任専用)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する 規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年 6月16日から 2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)】

(1)【中間貸借対照表】

	,	(単位:円)
	前計算期間末 2023年 6月15日現在	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,230,136	50,893,253
親投資信託受益証券	10,256,917,325	8,810,823,684
派生商品評価勘定	18,010,287	179,686,335
未収入金	75,000,000	147,000,000
流動資産合計	10,398,157,748	9,188,403,272
資産合計	10,398,157,748	9,188,403,272
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	737,221,363	43,133,539
未払解約金	27,493,655	106,647,421
未払受託者報酬	1,022,287	997,912
未払委託者報酬	46,002,992	44,906,012
未払利息	138	149
その他未払費用	878,419	855,342
流動負債合計	812,618,854	196,540,375
負債合計	812,618,854	196,540,375
純資産の部		
元本等		
元本	6,218,432,045	5,683,146,298
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	3,367,106,849	3,308,716,599
(分配準備積立金)	892,125,048	712,408,772
元本等合計	9,585,538,894	8,991,862,897
純資産合計	9,585,538,894	8,991,862,897
負債純資産合計	10,398,157,748	9,188,403,272

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(2)【竹间浜皿及び初水並前井首】		
		<u>(単位:円)</u>
	前中間計算期間 自 2022年 6月16日 至 2022年12月15日	当中間計算期間 自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	826,360,416	742,906,359
為替差損益	288,123,027	463,556,330
営業収益合計	538,237,389	279,350,029
支払利息	26,828	26,471
受託者報酬	1,038,346	997,912
委託者報酬	46,725,419	44,906,012
その他費用	899,093	861,282
営業費用合計	48,689,686	46,791,677
営業利益又は営業損失()	489,547,703	232,558,352
経常利益又は経常損失()	489,547,703	232,558,352
中間純利益又は中間純損失()	489,547,703	232,558,352
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	94,156,466	1,199,988
期首剰余金又は期首欠損金()	2,913,400,134	3,367,106,849
剰余金増加額又は欠損金減少額	437,844,447	428,861,781
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	437,844,447	428,861,781
剰余金減少額又は欠損金増加額	596,844,394	721,010,371
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	596,844,394	721,010,371
分配金	<u>-</u>	<u> </u>
中間剰余金又は中間欠損金()	3,149,791,424	3,308,716,599

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u>(里女は云前刀頭にぼる事項に関す</u>	, 3 注心 /
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま
	す 。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	
 方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先
	物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他中間財務諸表作成のための重	
要な事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	(2)剰余金又は欠損金
	中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様はなるがではされば思する。
	式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金 又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示してお
	大は中間入損金の比較情報として、前間昇期間不の利示金人は入損金を開かしての
	1,20,0

(中間貸借対照表に関する注記)

	項目	前計算期間末 2023年 6月15日現在	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1	計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の 総数	6,218,432,045□	5,683,146,298□
2	計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり 純資産額	1.5415円	1.5822円
	(1万口当たり純資産額)	(15,415円)	(15,822円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

<u> </u>	
前中間計算期間	当中間計算期間
自 2022年 6月16日	自 2023年 6月16日
至 2022年12月15日	至 2023年12月15日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.48%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

<u> 玉融冏品の時価寺に関する事項</u>		
項目	前計算期間末 2023年 6月15日現在	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価され ているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	金融商品は原則として全て時価評価され ているため、中間貸借対照表計上額と時 価との差額はありません。
2.金融商品時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引に関する事 項	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品同左(2)有価証券 売買目的有価証券 同左(3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ 取引における名目的な契約額であり、当 該金額自体がデリバティブ取引のリスク の大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項

通貨関連

前計算期間末(2023年6月15日現在)

区分	種類	契約額等 (円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
0247.11	買建				
	米ドル	308,491,030	-	324,825,512	16,334,482
	ユーロ	31,540,069	-	32,063,749	523,680
	イギリス・ポンド	43,204,250	-	44,356,375	1,152,125
	売建				
	米ドル	7,143,226,825	-	7,644,750,216	501,523,391
	ユーロ	2,150,586,695	-	2,326,977,261	176,390,566
	イギリス・ポンド	562,568,971	-	621,876,377	59,307,406
	合計	10,239,617,840	-	10,994,849,490	719,211,076

当中間計算期間末(2023年12月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	買建				
	米ドル	966,523,273	-	929,582,047	36,941,226
	ユーロ	29,261,573	-	29,236,402	25,171
	イギリス・ポンド	919,020	-	907,515	11,505
	売建				
	米ドル	7,385,756,539	-	7,210,203,305	175,553,234
	ユーロ	2,236,921,774	-	2,235,412,230	1,509,544
	イギリス・ポンド	502,680,064	-	506,212,144	3,532,080
	合計	11,122,062,243	-	10,911,553,643	136,552,796

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1.前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております

前計算期間末日および当中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

前計算期間末日および当中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合 は以下の方法によっております。

- イ)前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- 口)前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合に は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、前計算期間末日および当中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 2022年 6月16日 至 2023年 6月15日	当中間計算期間 自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	6,459,114,636円 1,699,826,578円 1,940,509,169円	796,402,834円

【UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース (ダイワ投資一任専用)】

(1)【中間貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	前計算期間末 2023年 6月15日現在	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	68,206,923	98,655,764
親投資信託受益証券	13,262,094,190	14,938,881,007
未収入金	69,000,000	80,000,000
流動資産合計	13,399,301,113	15,117,536,771
資産合計	13,399,301,113	15,117,536,771
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,475,369	28,184,971
未払受託者報酬	1,315,743	1,578,756
未払委託者報酬	59,208,450	71,043,695
未払利息	196	289
その他未払費用	955,890	952,381
流動負債合計	70,955,648	101,760,092
負債合計	70,955,648	101,760,092
純資産の部		
元本等		
元本	5,523,912,992	5,788,064,556
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	7,804,432,473	9,227,712,123
(分配準備積立金)	1,798,396,876	1,597,411,262
元本等合計	13,328,345,465	15,015,776,679
純資産合計	13,328,345,465	15,015,776,679
負債純資産合計	13,399,301,113	15,117,536,771

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	前中間計算期間 自 2022年 6月16日 至 2022年12月15日	当中間計算期間 自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	976,530,891	1,104,786,817
営業収益合計	976,530,891	1,104,786,817
三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖		
支払利息	34,549	42,172
受託者報酬	1,344,736	1,578,756
委託者報酬	60,513,087	71,043,695
その他費用	962,399	952,381
営業費用合計	62,854,771	73,617,004
営業利益又は営業損失()	913,676,120	1,031,169,813
経常利益又は経常損失()	913,676,120	1,031,169,813
中間純利益又は中間純損失()	913,676,120	1,031,169,813
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	130,539,393	85,822,219
期首剰余金又は期首欠損金()	6,089,586,443	7,804,432,473
剰余金増加額又は欠損金減少額	885,152,124	1,429,959,637
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	885,152,124	1,429,959,637
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,022,909,690	952,027,581
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,022,909,690	952,027,581
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	6,734,965,604	9,227,712,123

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

_	(里女仏太前刀町にぶる事項にぼり	る注心 /
	1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま
		す。
- 12		(1)金融商品の時価に関する補足情報
	要な事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提 条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
		(2)剰余金又は欠損金
		中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様
		式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金
		又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示してお
L		ります。

(中間貸借対照表に関する注記)

$\overline{}$			
項目		前計算期間末 2023年 6月15日現在	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1 .	計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の 総数	5,523,912,992□	5,788,064,556□
2 .	計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり 純資産額	2.4128円	2.5943円
	(1万口当たり純資産額)	(24,128円)	(25,943円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間_	_当中間計算期間_
自 2022年 6月16日	自 2023年 6月16日
至 2022年12月15日	至 2023年12月15日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.48%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価寺に関する事項				
項目	前計算期間末 2023年 6月15日現在	当中間計算期間末 2023年12月15日現在		
1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	ているため、貸借対照表計上額と時価と	金融商品は原則として全て時価評価され ているため、中間貸借対照表計上額と時 価との差額はありません。		
2.金融商品時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引に関する事 項		(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の 金融商品 同左		
	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 「1.有価証券の評価基準及び評価方法」 に記載しております。	(3) デリバティ ブ取引		

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 2022年 6月16日 至 2023年 6月15日	当中間計算期間 自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	5,629,713,289円 1,226,469,423円 1,332,269,720円	934,556,777円

(参考)

当ファンドは「UBSグローバル・オポチュニティー(除く日本)株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。 なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSグローバル・オポチュニティー(除く日本)株式マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSグローバル・オポチュニティー(除く日本)株式マザーファンド

貸借対照表

		(単位:円)
	2023年 6月15日現在	2023年12月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,407,136,580	1,411,739,598
コール・ローン	77,063,426	93,950
株式	60,909,832,898	67,410,449,584
投資証券	1,143,064,218	-
派生商品評価勘定	-	7,339,049
未収入金	10,015,951,125	1,254,188,750
未収配当金	37,414,895	37,157,194
流動資産合計	74,590,463,142	70,120,968,125
資産合計	74,590,463,142	70,120,968,125
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	25,849,521	55,502
未払金	945,829,825	887,308,816
未払解約金	10,195,759,014	423,000,000
未払利息	221	-
流動負債合計	11,167,438,581	1,310,364,318
負債合計	11,167,438,581	1,310,364,318
純資産の部		
元本等		
元本	24,431,913,562	24,524,320,247
剰余金		
剰余金又は欠損金()	38,991,110,999	44,286,283,560
元本等合計	63,423,024,561	68,810,603,807
純資産合計	63,423,024,561	68,810,603,807
負債純資産合計	74,590,463,142	70,120,968,125

注記表

/ 手悪も人制 そんしん クまちに明ナッキュヽ

<u>(重要な会計方針に係る事項に関す</u>	る注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものに
	ついては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相
	場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引
方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末
	日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示
算基準	対象ファンドの中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しておりま
	<u> </u>

4.その他財務諸表作成のための基礎と (1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各開立の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外貨建純資産額に対する円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を 為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目		2023年 6月15日現在	2023年12月15日現在		
1.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における受 益権の総数	24,431,913,562□	24,524,320,247□		
2 .	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における1口 当たり純資産額	2.5959円	2.8058円		
	(1万口当たり純資産額)	(25,959円)	(28,058円)		

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年 6月15日現在	2023年12月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら の差額	金融商品は原則として全て時価評価され ているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	同左
証券及びデリバティブ取引に関する事 項	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引等に関する注記に記載	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の 金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	しております。 デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ 取引における名目的な契約額であり、当 該金額自体がデリバティブ取引のリスク の大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2023年 6月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	10,239,000,000	-	10,264,849,521	25,849,521
	合計	10,239,000,000	•	10,264,849,521	25,849,521

(2023年12月15日現在)

区分 種類		契約額等(円)		吐伍 (田)	評価損益(円)
	作里兴县	突約領守(D <i>)</i> 	うち1年超(円)	時価(円)	計測摂金(D <i>)</i>
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
W#X51	売建				
	米ドル	423,000,000	-	415,716,453	7,283,547
	合計	423,000,000	-	415,716,453	7,283,547

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1.開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

開示対象ファンドの期末日および中間期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客 先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価してお ります。

開示対象ファンドの期末日および中間期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

- イ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- 口)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合 には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日および中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自 2022年 6月16日 至 2023年 6月15日	自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日
1. 元本の推移 本報告書における開示対象ファンドの期首に おける当該親投資信託の元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	38,311,843,896円 3,418,447,361円 17,298,377,695円	2,112,785,460円
2.開示対象ファンドの期末日および中間期末日 における元本の内訳 UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース(ダイワ投資ー任専用)	3,951,198,939円	, , ,
UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース(ダイワ投資ー任専用) UBSグローバル・オポチュニティー	5,108,861,740円	5,324,285,768円
(除く日本)株式ファンド(FOFS用) (適格機関投資家専用)	15,371,852,883円	16,059,816,472円
合計	24,431,913,562円	24,524,320,247円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2023年12月末現在の委託会社の資本金の額: 2,200,000,000円

委託会社が発行する株式総数: 86,400株

発行済株式総数: 21,600株

最近5年間における資本金の額の増減: 該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。 委託会社の運用する証券投資信託は2023年12月末現在、以下のとおりです。(ただし、親投資信託は除き

ます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	44	50,212
追加型株式投資信託	74	434,216
合計	118	484,428

(3)【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

財務諸表の作成方法について 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する 内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満 の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2022年1月1日から2022年12 月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2023年1月 1日から 2023年6月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けておりま す。

(1)【貸借対照表】

期別		前事 (2021年1	業年度 2月31日)	当事 (2022年1	業年度 2月31日)
科目	注記番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部) 流動資産 預金 未収委託者報酬 未収委託者報酬 未収運用以運動 前払費用 前払遺付法人 その他 前投還付法人 その他 資産 資質が基準 が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	*1 *1 *1 *1 *1	68,195 349,300 20,000	1,837,119 87,369 916,695 1,025,834 735,209 11,475 211,609 272,984 3,577 5,101,875 437,495	55,333 332,950 20,000	2,704,703 81,110 678,328 912,466 749,743 15,574 - 5,300 5,147,228 408,284
貝性古計			5,539,371		5,555,513

期別			前事 (2021年1	業年度 2月31日)	当事美 (2022年1	《年度 2月31日)
科目		注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額(千円)
(負債の部) (負負債の部) 流動り金 飛払消費の 未払消費の 未未払消費の他 を で り し し し し し し し し し し し し し し し は は は は	流動負債計	*1		63,801 1,510,312 9,727 775,367 7,176 2,366,384 2,312		63,740 1,420,982 53,036 173,897 714,825 7,235 2,433,716 3,521
	固定負債計			2,312		3,521
負債合計				2,368,697		2,437,237
(純資産の部) 株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金			550,000	3,170,673 2,200,000 970,673	550,000	3,118,275 2,200,000 918,275
その他利益剰余金 繰越利益剰余金			420,673 420,673		368,275 368,275	
純資産合計				3,170,673		3,118,275

 半期報告書(内国投資信託受益証券)

 負債・純資産合計
 5,539,371
 5,555,513

(2)【損益計算書】

期別		(自 2021年	Ē12月31日) │	当事美 (自 2022年 至 2022年	5 1月 1日 ■12月31日)
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計	*1*2 *1*3		6,326,317 2,458,945 2,286,865 11,072,128		5,102,795 2,501,320 2,278,670 9,882,785
営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 調査費 委託調査費	*1	110,470 3,474,229	2,910,158 77,812 3,584,699	85,437 3,208,548	2,205,766 94,702 3,293,986
委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費 協会費	*1	2,210 46,523 17,574	230,341 75,098	1,172 42,621 13,372	202,285 70,962
その他営業費用計	· · ·]	8,790	6,878,111	13,796	5,867,703
一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与	*1	220,107 1,636,647 698,245	2,555,000	220,428 1,523,181 648,610	2,392,220
交際費 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費 諸経費 一般管理費計	*1		3,225 2,276 53,446 297,352 156,985 349,151 55,111 3,472,547		5,306 22,406 56,697 253,903 172,439 399,010 52,433 3,354,418
営業利益			721,469		660,662
営業外収益 受取利息 雑収入 営業外収益計		5 66	71	6 2,559	2,566
営業外費用 支払利息 為替差損 雑損失 営業外費用計	*1	0 27,798 1,044	28,843	15 9,948 3,381	13,346
経常利益			692,697		649,882
税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税			692,697 231,633		649,882 265,271
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益			44,600 416,463		16,349 368,261

(3)【株主資本等変動計算書】

<u>前事業年度(自 2021年</u>	¥1月1日 至	2021年12月	31日)			(単位:千円)
			株主資本			
			利益剰余金			
	資本金	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	純資産 合計
		华佣玉	繰越 利益剰余金	音計		
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050
当期中の変動額						
剰余金の配当			2,103,840	2,103,840	2,103,840	2,103,840
当期純利益			416,463	416,463	416,463	416,463
当期中の変動額合計			1,687,376	1,687,376	1,687,376	1,687,376
当期末残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673

_当事業年度(自 2022 ^年	<u> </u>	2022年12月]31日)			(単位:千円)
		株主資本				
			利益剰余金			
	資本金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	純資産 合計
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額		·				
剰余金の配当			420,660	420,660	420,660	420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			52,398	52,398	52,398	52,398
当期末残高	2.200.000	550.000	368.275	918.275	3.118.275	3.118.275

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金 退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度	当事業年度
(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
1,196千円	988千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

重要な収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投信信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断し ているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識 運用受託報酬は、 しております。

(3)成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1.

. 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	(単位:千円)
	当事業年度
繰延税金資産	332,950

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っておりま す。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発 生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資 産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用 「収益認識基準に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」 という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計方針の変更による影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」 (企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」とい う。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準

等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による 影響はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する真座及い具限 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。 (単位:千円)

		(十二・113)
	前事業年度	当事業年度
	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
現金・預金	955,290	1,715,919
未収入金	5,187	11,544
未収運用受託報酬	7	47
その他未収収益	72,341	14,985
未払費用	60,208	66,311

(損益計算書関係)

*1 関係会社どの取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

		(単位:干円)_
	前事業年度 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	当事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
運用受託報酬	46	41
支払利息	-	-
営業雑経費 その他	81	-
人件費	-	-
事務委託費	448.826	690.699

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

		(単位:千円)
	前事業年度 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	当事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日
投資助言報酬	43,020	72,151

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関 するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	•	•	21,600

2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 臨時株主総会	普通株式	2,103,840	97,400	2021年3月31日	2021年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当ありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 1 発行済株式に関する事項

· 70 1 //1 // 1 // 1 // 1 // 1 // 1	0 于火			
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項 (1)配当全支払額

<u>(</u>					
決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当ありません。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分 別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えてい

、 未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により 分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えて います

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんど ないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

2022年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。 なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費 用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであること から、注記を省略しております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

Í	前事業年度(2021年12月	31日))	(単位:千円)
			1 年以内	1 年超
Γ	現金・預金		1,837,119	-
	未収入金		87,369	-
	未収委託者報酬		916,695	-
	未収運用受託報酬		1,025,834	-
	その他未収収益		735,209	-
	未収還付消費税		211,609	-
	未収還付法人税等		272,984	-
İ		合計	5,086,822	

当事業年度(2022年12月	[31日])	(単位:千円)
		1 年以内	1 年超
現金・預金		2,704,703	-
未収入金		81,110	-
未収委託者報酬		678,328	-
未収運用受託報酬		912,466	-
その他未収収益		749,743	-
	合計	5,126,353	

(退職給付関係) 前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。 当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェル ス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっており ます。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)
退職給付債務の期首残高	1,014,693
勤務費用	109,963
利息費用	2,905
数理計算上の差異の当期発生額	1,418
退職給付の支払額	59,865
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,066,278

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	<u> </u>
「年金資産の期首残高	1,022,108
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の当期発生額	25,836
事業主からの拠出額	138,543
退職給付の支払額	59,865
年金資産の期末残高	1,132,162

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の 調整表

, w 4 - T - T - 1

	(単位:十円)
積立型制度の退職給付債務	1,066,278
年金資産	1,132,162
小計	65,883

非積立型制度の退職給付債務 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,883
退職給付引当金	2,312
前払年金費用	68,195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位:千円)
「勤務費用	109,963
利息費用	2,905
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の費用処理額	27,253
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	80,075
<u> </u>	200 L. L

(注)上記の他、特別退職金50,134千円を退職給付費用として処理しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

债券 株式 40% 21% その他 38% 合計 100%

長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を 構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.307%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。 当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェル ス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:干円)_
退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	49,075
退職給付の支払額	105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	<u> </u>
年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の 調整表 ___.

/ 甾位 · 工田 \

	(単位:千円)_
積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	1,073,684
小計	51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	51,812
	,
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	55,333

|貸借対照表に計上された負債と資産の純額

51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位:十円)
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券 株式 41% 21% その他 38% 合計 100%

長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を 構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産	(==== //3= //	(==== ===============================
未払費用	17,100	25,670
減価償却超過額	58,100	71,600
資産除去債務	-	52,300
未払事業税	7,000	13,200
株式報酬費用	31,800	30,100
退職給付引当金	8,600	0
賞与引当金	237,500	188,681
その他	44,200	3,399
繰延税金資産小計	393,900	384,950
評価性引当額	41,000	52,000
繰延税金資産合計	349,300	332,950

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

٠.			
		前事業年度	当事業年度
		(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
	法定実効税率	30.62%	30.62%
	(調整)		
	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.15%	10.53%
	過年度法人税等	0.52%	0.00%
	評価性引当額の増減	5.92%	1.69%
	その他	0.29%	0.49%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.88%	43.33%

(収益認識関係) 1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

(単位:千円)

		(一戸・ココ)
	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
委託者報酬	6,326,317	5,102,795

運用受託報酬	2,138,397	2,184,783
成功報酬 (注)	320,548	316,536
その他営業収益	2,286,865	2,278,670
合計	11,072,128	9,882,785

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

・ 関連情報 (1)製品及びサービスごとの情報 当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービス ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域に関する情報

営業収益

前事業年度(白 2021年1日1日 至 2021年12日31日)

刑事未十及(日 2021	+1/71/1 ± 2021+1	<u> </u>	
日本	米国	その他	合計
2,398,375千円	1,367,519千円	979,916千円	4,745,811千円

当事举任度(白 2022年1日1日 至 2022年12日31日)

	T 1/ J 1	/ 10 1 1	
日本	米国	その他	合計
2,464,401千円	1,398,162千円	927,560千円	4,790,124千円

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客に関する情報

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

<u> 刑事未干及(ロ 2021年</u>	<u> </u>	<u> </u>
相手先	志 F 高	関連するセグメント名
1H J 7G	/LI-II	対圧するピノハノーロ
UBSグループ (*1)	2,273,486千円	投資運用

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

相主失	高 F 喜	関連するセグメントタ
	九工同	
UBSグループ(^1)	2,288,845十円	投貨運用

- (注)運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しておりま 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
- (*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイ グローバルな スと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報) 1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(1)親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービー エス・ジー エイ・ジー (銀行)	スイ ・ チュー リッヒ	3.8億 スイフ	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託	金銭の預入れ 増減 増減 乗用受託報 電務委 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	6,144,950 9,460,918 46 473,971	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	955,290 5,187 7 49,216
親会社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	直接100%	兼業業務 資産運用業 務及で関する れに関する 事務委託等	事務委託費(受取)	25,144	その他未収収益 未払費用	72,341 10,992

(注)1. ユービーエス.エイ.ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親 会社であります。

- 取引条件及び取引条件の決定方針等 1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	_	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	ひ、それに関する 事務委託等	事務安計質(党取)	140,947 163,736	その他未収収益 未収入金 未払費用	77,606 16,838 90,629
	你以云红	東京都 千代田区大 手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険 料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費 (受取)	296.383	未収入金 その他未収収益 未払費用	14,110 18,294 217,318
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラ リア・ シドニー	40百万 オーストラ リア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	45,653	その他未収収益 未払費用	25,151 35,522
親会	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポー ルドル	資産 運用業	なし	ひ、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	345,368	未収入金 その他未収収益 未払費用	2,018 37,789 68,130
社の	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	ひ、てれに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,734,464	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,648 76,167 265,388
子会	Inc.	米国・ ウィルミン トン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	事務委託費(受取)	648,202 151,120	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,101 40,951 136,410
半等	LLC	米国・ ウィルミン トン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	5,867 140,792	未収入金 その他未収収益 未払費用	640 95,468 4,844
	Inc.	東京都 千代田区大 手町	3億55百万 円	投資 助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費(受取) 不動産関係費 (受取)	32	未収入金	1,816
	UBS 0'Connor LLC	米国・ ドーバー	1百万 米国ドル	資産 運用業	なし		その他営業収益 事務委託費 委託調査費	82,238 3,192	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,007 140,225 16,708
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	253百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	379,475	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,589 81,352 73,089

- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
 2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
 3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

 - 4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービー エス . エイ . ジー (銀行)	スス・ナリッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費	5,082,362 4,321,733 41 543,156	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,715,919 11,544 13,337 61,002
親会社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

(注)1. ユービーエス.エイ.ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親 会社であります。

- 取引条件及び取引条件の決定方針等 1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チュー リッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	事務安計質(党取)	121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区 大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険 料などの立替	人件費(受取)	253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
親	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オースト ラリア・ シドニー	40百万 オーストラ リア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	158,841 22,323		13,714 80,688
会社	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	ement シンガ 3.9日刀 資産 pore) ポール シンガポー 運用美	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	405,135	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099	
の 子	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
会社	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミ ントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	683,799	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
等	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミ ントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ ドーバー	1百万 米国ドル	資産 運用業	なし		その他営業収益 事務委託費 委託調査費	5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	236,874	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
 2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
 3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
 4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場) 親会社の親会社 ユービーエス.エイ.ジー(銀行) (非上場) 最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

1			
		前事業年度 当事業年度	
		(自 2021年 1月 1日 (自 2022年 1月 1日	
		至 2021年12月31日) 至 2022年12月31日	
	1株当たり純資産額	146,790円45銭 144,364円	360銭
	1株当たり当期純利益金額]15銭
	たお 潜在株式調敷後1株当たり当期組	は利益全類については、 港左株式が方左していないため記載	けしてき

なお、A りません。 <u> | 冶住休丸調整後1休ヨにリヨ期煕利益金額については、滑仕休式か仔仕していないたの記載してお</u>

(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	- ERION バーのこの / Cの / ON /	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年 1月 1日	(自 2022年 1月 1日
	至 2021年12月31日)	至 2022年12月31日)
当期純利益 (千円)	416,463	368,261
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	416,463	368,261
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

期別			当中間? (2023年	会計期間末 =6月30日)
科目		注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部) 流動資産 現金・預金 未収入金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬 その他未収収益 その他	流動資産計			2,591,589 66,055 617,221 528,856 628,443 5,263 4,437,430
固定資産 投資その他の資産 前払年金費用 繰延税金資産 ゴルフ会員権	固定資産計		72,053 209,800 20,000	301,853 301,853
資産合計				4,739,283

期別			当中間会計期間末 (2023年6月30日)		
科目		注記 番号	内訳	金額 (千円)	
(負債の部) 流動負債 飛払費用 未払消費税 未払法人税等 賞与引当金 その他 固定 関議付引当金	流動負債計固定負債計			46,282 1,378,587 52,709 22,459 235,741 5,888 1,741,669 4,923 4,923	
負債合計				1,746,593	
(純資産の部) 株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 純資産合計			550,000 242,690 242,690	2,992,690 2,200,000 792,690 2,992,690	
負債・純資産合計				4,739,283	

(2)中間損益計算書

期別		当中間会 自 2023年 至 2023年	1月 1日 6月30日
科目	注記番号	内訳	金額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業費用 営業費用 支払手数料 広告宣 調査費 調査費 委託調査費 委託調査費 委託調査費 会業雑経費		60,462 1,487,100	2,261,126 1,184,417 1,053,260 4,498,804 949,554 12,379 1,547,562

通信費 印刷費 協会費 その他 営業費用計	27, 5,	281 368 310 722 2,651,104
一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与	99, 777, 213,	232
交際費 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費 諸経費	210,	3,019 14,104 22,196 132,332 101,407 102,924 27,181
一般管理費計		1,493,748
営業利益		353,952
営業外収益 受取利息 為替差益 営業外収益計	12,	5 038 12,044
経常利益		365,996
税引前中間純利益		365,996
法人税、住民税及び事業税		172
法人税等調整額		123,150
中間純利益		242,673

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位:千円) 当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

<u> </u>	<u>-0-0 1/3 </u>		\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
			株主資本	-		
			利益剰余金			
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	純資産合計
		準備金	繰越 利益剰余金	合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当中間期変動額		·	·	·		
剰余金の配当			368,258	368,258	368,258	368,258
中間純利益			242,673	242,673	242,673	242,673
当中間期変動額合計			125,584	125,584	125,584	125,584
当中間期末残高	2,200,000	550,000	242,690	792,690	2,992,690	2,992,690

[注記事項]

(重要な会計方針) 1. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金

グ員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

- 重要な収益及び費用の計上基準
 - (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断 ているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。 投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断し

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断 しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を 認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期 中間会計期間 自 2023年 1月 1日 2023年 6月30日

発行済株式に関する事項

1. 701377177200	リノンチベ			
株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	•	1	21,600

配当に関する事項 配当金支払額 2.

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 3月29日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	368,258	17,049	2022年 12月31日	2023年 3月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。 なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未 払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記 を省略しております。

(収益認識関係)

第29期 中間会計期間 自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬 2,261,126千円 984,458千円 199,958千円 運用受託報酬 成功報酬 (注) 1,053,260千円 4,498,804千円 その他営業収益

- (注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2.重要な収益及び費用の計上基準」に記載 の通りであります。

(セグメント情報)

第29期 中間会計期間 自 2023年 1月 1日 2023年 6月30日

- セグメント情報
 - 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報 当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域に関する情報

学型IV 益

	5 1/A IIII					
日本	米国	その他	合計			
1.163.223千円	625.970千円	448.484千円	2,237,678千円			

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。 委託者報酬2,261,126千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しており

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,053,276千円	投資運用

- (注)委託者報酬2,261,126千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しており ます。
- (*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第29期 中間会計期間 2023年 1月 1日 2023年 6月30日 自至

1株当たり純資産額 138,550円48銭 1株当たり中間純利益金額 11,234円88銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載してお

242,673千円 242,673千円 該当事項はありません

21,600株

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年3月17日

UBSアセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 高木竜二

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 川 井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

半期報告書(内国投資信託受益証券)

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年9月13日

UBSアセット・マネジメント株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 高木竜二

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 川 井 恵一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、 UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連す る内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

EDINET提出書類

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

半期報告書(内国投資信託受益証券)

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠 に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管し ております。 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年2月21日

UBSアセット・マネジメント株式会社取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連す る内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年2月21日

UBSアセット・マネジメント株式会社取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の 判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連す る内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。